

1 号 物 件

令和 8 年度 国有林林道等交通安全管理業務

紙入札参加届

1 発注物件(業務)名

2 電子調達システムでの参加ができない理由(いずれかに○印を付す)

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。
(申請日：令和 年 月 日)

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。
(調達予定日：令和 年 月 日)

ウ その他(具体的に記載)

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加を致します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

(入 札 者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代 理 人)

氏 名

¥

ただし、

の代金

内訳は別紙内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

令和8年度国有林林道等交通安全管理業務 内訳書

区分	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要	備考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ(各森林管理署)	
		報告書作成	1	式			2部作成	
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式			別途内訳表による	
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗の設置	24	本				
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式			5地区で開催(札幌・旭川・北見・帯広・函館)	
		計						
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回				
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式				
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式				
		計						
直接 経費・ 資材等	一般事項	報告書作成経費	1	式			2部作成。材料費は報告書作成直接人件費5%	
		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	
	安全指導	安全指導呼びかけ資材類	1	式			スピーカー等機械経費は安全指導呼びかけ直接人件費の1.5%	
		安全指導呼びかけ燃料費等	1	式			車両燃料費等	
	安全チラシ	安全チラシ作成・配布	1	式			5,000枚作成経費。配布経費は諸経費に含む。	
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗	24	本			設置経費は諸経費に含む。	
	連絡協議会開催	林道連絡協議会会場費等	1	式			会場借上げ等経費	
		林道連絡協議会燃料費等	1	式				
損害保険業務	保険掛金(セーフティネット)	16,750	km			km@単価は前年度実績から		
		計						
諸経費	諸経費	諸経費	1	式			諸経費率=変数値(288.5)×直接人件費 ^{-0.084}	
		計					直接人件費×諸経費率	
業務費合計								
消費 税	消費税等相当額	消費税等相当額	10	%				
		合計						
総計								

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 委任事項 (1) 入札に関する一切の件
(2) 契約の履行に関する件
(3) 代金の請求及び受領に関する件
(4) その他上記各号に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長

殿

業務契約書

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 宇野 聡夫(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和8年度 国有林林道等交通安全管理業務(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

契約条項

(実施する業務)

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1)業務名 令和8年度 国有林林道等交通安全管理業務

(2)業務の内容等

国有林林道等交通安全管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)

及び令和8年度 国有林林道等交通安全管理業務内訳書(以下「内訳書」という。)

のとおり。

(3)履行期間

契約日の翌日から令和8年2月26日まで

(業務の遂行)

第2条 乙は、契約した業務を仕様書および内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

(契約金額)

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 〃 円(うち消費税及び地方消費税額 金 〃 円)を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第11条の定めによる。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

(完了報告)

第7条 乙は、業務が終了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、業務の成果を記載した実施報告書(様式第2号)及び完了報告書(様式第5号)並びに関係付属書類を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、当該業務

が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。
第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(業務の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務の中止(廃止)申請書(様式第3号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ生産するものとする。

(業務の変更)

第12条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、業務計画変更承認申請書(様式第4号)を甲に提出し、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

3 第1項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙が協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第14条 次の各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定により契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(業務内容の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、業務の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の

調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第 17 条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 19 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第20条 別紙1のとおり

(疑義の解決)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 宇野 聡夫

(乙)

(様式第1号)

令和 年度 国有林林道等交通安全管理業務業務計画書

1. 事業対象林道等

路線数

延長 km

2. 事業内容

事業実施方針及び実施項目等

別紙「国有林林道等交通安全管理業務」に基づき実施する。

3. 事業実施期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(様式第2号)

令和 年度 国有林林道等交通安全管理業務実施報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記のとおり、事業を実施したので報告します。

記

1. 実施項目

2. 事業実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 事業実施内容 別紙報告書のとおり

以上

	実施確認欄
確認年月日	令和 年 月 日
確認者	
特筆事項	

- ※1. 実施確認は、森林管理(支)署の林道事業担当者が行う。
2. 実施確認は、各森林管理(支)署に報告を行った際に行う。
3. 森林管理(支)署への提出は1部とし、確認を受けた鑑の写しを局報告書に添付すること。

(様式第3号)

令和 年度 国有林林道等交通安全管理業務中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により中止したいので契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

1. 委託事業中止の理由
2. 中止しようとする以前の事業実施状況
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出状況
3. 中止後の措置
 - (1) 事業について
 - (2) 経費について
 - (3) 経費支出予定明細

(様式第4号)

令和 年度 国有林林道等交通安全管理業務計画変更承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

令和 年 月 日付け契約の上記業務について、下記により変更したいので契約書第12条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更する事業計画又は事業内容
3. 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、事業計画の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(様式第5号)

完了報告書

業務名：令和 年度 国有林林道等交通安全管理業務

令和 年 月 日付け契約の上記業務は、令和 年 月 日に完了したから報告します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

監督職員	令和 年 月 日
経 由	氏名
記 事	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が 次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の 代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第 4 条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等) との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等) と の契約を解除させるための措置を講じないとき

は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道等交通安全管理業務仕様書

1. 一般事項

本業務は、北海道森林管理局管内の国有林林道等について、交通安全確保の視点に立ち安全の呼びかけ、安全チラシの配布、林道交通安全のぼり旗の設置、林道交通事故の調査分析を行い、当該年度に発生した事故の内容、原因等を調査分析し、今後の対応方針をとりまとめ、もって林道交通安全対策に万全を期すことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 安全の呼びかけ

- ① 宣伝カーによる呼びかけ等は森林管理署等との事前打合せを十分に行い、必要に応じて「位置図」（写し）の提供を受ける等、誤りの無いよう「業務対象路線」に基づき行うものとする。
- ② 宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意事項等を呼びかけるものとする。
- ③ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。
- ④ この呼びかけは、交通量の多い時期に行うものとする。
- ⑤ 歩行者等に対しては、直接注意を喚起するものとする。
- ⑥ 呼びかけの実施に際しては、当該林道管理者等と経路及び呼びかけ内容について十分な打合せを行い、円滑に実施するものとする。

(2) 安全チラシの配布

安全チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、北海道森林管理局の名称を記したものを作成する。

チラシの内容については協議のうえ作成するものとする。

安全チラシは5,000部作成し、交通安全に関する実態調査、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

(3) 林道交通のぼり旗の設置

林道交通安全への注意を喚起するものを作成（縦150cm、横45cm）し、国有林内の林道入口（ゲート設置箇所）等、人目につきやすい場所に設置する。なお、対象路線及び設置本数は内訳書のとおり。

(4) 林道連絡協議会の開催

国有林林道等を使用する頻度が多い者、市町村及び地域の関係団体、森林管理署等に対し林道連絡協議会を5地区（札幌・旭川・北見・帯広・函館の各地区）で開催し、林道の交通安全に対する理解と協力を求める。

また、併せて交通安全に対する講話等を実施するものとする。

(5) 林道における交通事故の調査・分析等

① 林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち林道管理者等の指示のあるものについて、事故の内容、原因等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ報告。

② 林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、林道損害賠償保険へ加入するとともに、当該する事故が発生した場合の保険事務処理を行う。

保険加入後は、速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを提出するものとする。

3. 報告書

報告書には、交通安全管理作業日誌（様式第6号）等（写真帳を含める）により、当該森林管理（支）署長等から業務実行について確認を受け、報告書として1部作成し提出するものとする。

4. その他

自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局、森林管理（支）署等が別途指示を行う場合がある。

特記仕様書

(宿泊費等の取り扱い)

1. 本業務は、当初設計において滞在して業務を行う場合の宿泊費及び宿泊手当については、計上していない。
2. 宿泊費及び宿泊手当は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式第 7 号）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式第 8 号）を監督職員に提出するものとする。
なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【様式第7号】

宿泊実績報告書

業務名：国有林林道等交通安全管理業務

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊費 (円)	計 (円)	宿泊費の内容			備考
						素泊り	朝食付き	朝夕食付き	
記載例	令和8年7月1日～令和8年7月2日	安全の呼びかけ(〇〇地区)	1	9,000	9,000	1			
●● ●●	令和8年7月2日～令和8年7月3日	安全の呼びかけ(〇〇地区)	1	10,000	10,000			1	
●● ●●	令和8年7月3日～令和8年7月4日	安全の呼びかけ(△△地区)	1	9,000	9,000	1			
	令和8年7月4日～令和8年7月5日	安全の呼びかけ(△△地区)	1	10,000	10,000			1	
合計			4	38,000	38,000	2	0	2	

- (注) 1. 報告書は、属人ごとに作成すること。
 2. 従事業務欄は、「安全の呼びかけ」、「林道連絡協議会」等を記載する。
 3. 宿泊費の内容欄は、該当欄に回数を記載する。

【様式第8号】

通勤実績報告書

業務名：国有林林道等交通安全管理業務

通勤による業務日	従事業務	備考
記載例		
令和8年7月11日	安全の呼びかけ（打合せ）	〇〇森林管理署
令和9年2月3日	〇〇地区林道連絡協議会	

- (注) 1. 通勤による実務日は、業務日ごとに記載する。
2. 従事業務欄は、「安全の呼びかけ（打合せ）」、「林道連絡協議会」等を記載する。

令和8年度国有林林道等交通安全管理業務 内訳書

令和8年度国有林林道等交通安全管理業務

区分	工種	種別	数量	単位	単価	金額	摘要	備考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回			着手打合せ及び報告打合せ(各森林管理署)	
		報告書作成	1	式			2部作成	
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式			別途内訳表による	
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗の設置	24	本				
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式			5地区で開催(札幌・旭川・北見・帯広・函館)	
		計						
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回				
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式				
	連絡協議会開催	林道連絡協議会	1	式				
		計						
直接 経費・ 資材等	一般事項	報告書作成経費	1	式			2部作成。材料費は報告書作成直接人件費5%	
		各署等打合燃料費等	2	回			車両燃料費等	
	安全指導	安全指導呼びかけ資材類	1	式			スピーカー等機械経費は安全指導呼びかけ直接人件費の1.5%	
		安全指導呼びかけ燃料費等	1	式			車両燃料費等	
	安全チラシ	安全チラシ作成・配布	1	式			5,000枚作成経費。配布経費は諸経費に含む。	
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗	24	本			設置経費は諸経費に含む。	
	連絡協議会開催	林道連絡協議会会場費等	1	式			会場借上げ等経費	
		林道連絡協議会燃料費等	1	式				
損害保険業務	保険掛金(セーフティネット)	16,750	km			km@単価は前年度実績から		
		計						
諸経費	諸経費	諸経費	1	式			諸経費率=変数値(288.5)×直接人件費 [^] -0.084	
		計					直接人件費×諸経費率	
業務費合計								
消費 税	消費税等相当額	消費税等相当額	10	%				
		合計						
総計								

単価表No.1

一般的事項

交通費(各(支)署等打合せ等)

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	高速道路料金 (円)	合計 (円)	備考
札幌地区	札幌→石狩→空知→札幌	104				
	札幌→胆振東部→日高南部→日高北部→札幌	448				
計		552				
旭川地区	札幌→留南→留北→宗谷→上北→北空→上中→上南→札幌	910				
計		910				
北見地区	札幌→西紋別→網西→網中→網南→札幌	808				
計		808				
帯広地区	札幌→十西→東大雪→十東→根西→根東→札幌	890				
計		890				
函館地区	札幌→後志→渡島→檜山→札幌	565				
計		565				
合計		3,725				

単価表No.2

一般的事項

人件費及び旅費(各(支)署等打合せ等)

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
札幌地区	主任指導員	技師(A)	人	2					
	指導員	技師(C)	人	2					
計				4					
旭川地区	主任指導員	技師(A)	人	4					
	指導員	技師(C)	人	4					
計				8					
北見地区	主任指導員	技師(A)	人	3					
	指導員	技師(C)	人	3					
計				6					
帯広地区	主任指導員	技師(A)	人	3					
	指導員	技師(C)	人	3					
計				6					
函館地区	主任指導員	技師(A)	人	2					
	指導員	技師(C)	人	2					
計				4					
合計				28					

単価表No.3

一般事項

報告書作成費

名称	規格	単位	数量	人件費	備考
主任指導員	技師(A)	人	5		
指導員	技師(C)	人	10		
助手	技術員	人	10		
計			25		

単価表No.4(札幌地区)
安全指導呼びかけ
交通費

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	備考
札幌地区	石狩→(各署安全指導呼びかけ路線)→空知	177		
	胆振東部→(各署安全指導呼びかけ路線)→日高北部	253		
計		430		

単価表No.5(札幌地区)

安全指導呼びかけ

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
札幌地区	指導員	技師(C)	人	3					
	助手	技術員	人	3					
計				6					

単価表No.6(旭川地区)
安全指導呼びかけ
交通費

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	備考
旭川地区	留萌南部→(各署安全指導呼びかけ路線)→上川南部	632		
計		632		

単価表No.7(旭川地区)

安全呼びかけ

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
旭川地区	指導員	技師(C)	人	4					
	助手	技術員	人	4					
計				8					

単価表No.8(北見地区)
安全指導呼びかけ
交通費

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	備考
北見地区	西紋別支署→(各署安全指導呼びかけ路線)→網走南部署	179		
計		179		

単価表No.9(北見地区)

安全呼びかけ

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
北見地区	指導員	技師(C)	人	1					
	助手	技術員	人	1					
計				2					

単価表No.10(帯広地区)
安全指導呼びかけ
交通費

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	備考
帯広地区	十勝西部署→(各署安全指導呼びかけ路線)→根釧東部署	658		
計		658		

単価表No.11(帯広地区)

安全呼びかけ

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
帯広地区	指導員	技師(C)	人	4					
	助手	技術員	人	4					
計				8					

単価表No.12(函館地区)

安全呼びかけ

交通費

地区名	工程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	備考
函館地区	後志署→(各署安全指導呼びかけ路線)→檜山署	230		
計		230		

単価表No.13(函館地区)

安全呼びかけ

人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	人件費	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
帯広地区	指導員	技師(C)	人	2					
	助手	技術員	人	2					
計				4					

単価表No.14

のぼり旗設置

1本あたり

単価No.	名称	規格	単位	数量	単価	金額	備考
2	普通作業員		人	0.04			設置のみ(0.2÷5=0.04人/本)
計							

のぼり旗材料費

1本あたり

単価No.	材料	規格	単位	数量	単価	金額	備考
2741	幟		本	1			400×1500mm
2742	幟用ポール		枚	1			伸縮3m、PP被覆鋼管
計							

単価表No.15

損害保険業務

賠償責任保険(支払限度額・免責金額)の内容

対人賠償	
支払限度額(1名)	50,000 千円
支払限度額(1事故または1請求)	500,000 千円
免責金額(1事故または1請求)	10 千円
対物賠償	
支払限度額(1事故または1請求)	15,000 千円
免責金額(1事故または1請求)	10 千円

保険対象路線の延長

名称	路線数	延長 (km)	延長在籍率	備考
札幌	836.0	3,897.6	24%	
旭川	1,113.0	3,542.3	21%	
北見	927.0	3,092.0	19%	
帯広	862.0	4,038.8	24%	
函館	477.0	1,987.7	12%	
小計	4,215.0	16,558.4	100%	
規格相当	18.0	17.4	9%	
保安林管理道	55.0	152.2	79%	
継続的作業道	10.0	22.1	12%	
小計	83.0	191.7	100%	
合計	4,298.0	16,750.0		

保険掛金(セーフティーネット)単価

前年度保険料(税抜) (円)	保険対象路線延長 (km)	金額 (円)	備考
			令和7年度 賠償責任保険証券から

単価表No.16
林道連絡協議会
交通費

地区名	行程	総距離 (km)	ライトバン経費 (円)	高速道路料金 (円)	合計	備考
札幌地区	札幌	1				
旭川地区	札幌→旭川→札幌	279				
北見地区	札幌→北見→札幌	600				
帯広地区	札幌→帯広→札幌	512				
函館地区	札幌→函館→札幌	483				
計		1,875				

単価表No.17
林道連絡協議会
 人件費及び旅費

地区名	名称	規格	単位	数量	金額	旅費			備考
						日数	宿泊費	宿泊手当	
札幌地区	主任指導員	技師A	人	1		-	-	-	
	指導員	技師C	人	1		-	-	-	
	助手	技術員	人	1		-	-	-	
計				3		0	0	0	
旭川地区	主任指導員	技師A	人	2		1			
	指導員	技師C	人	2		1			
	助手	技術員	人	2		1			
計				6		3	0	0	
北見地区	主任指導員	技師A	人	2		1			
	指導員	技師C	人	2		1			
	助手	技術員	人	2		1			
計				6		3	0	0	
帯広地区	主任指導員	技師A	人	2		1			
	指導員	技師C	人	2		1			
	助手	技術員	人	2		1			
計				6		3	0	0	
函館地区	主任指導員	技師A	人	2		1			
	指導員	技師C	人	2		1			
	助手	技術員	人	2		1			
計				6		3	0	0	
合計				27		12	0	0	

単価表No.18

林道連絡協議会

会場借り上げ費(6時間)

地区名	会場名	規格	単位	数量	金額 (円)	備考
札幌	ANAクラウンプラザホテル札幌	90名程度	式	1		収容人員は前年度実績から
旭川	一般社団法人 道北地域旭川地場産業振興センター	70名程度	式	1		〃
北見	端野町公民館	110名程度	式	1		〃
帯広	浦幌町中央公民館	90名程度	式	1		〃
函館	はぴあ八雲	40名程度	式	1		〃
計						

単価表No.19
安全チラシ作成

1式当たり

工種名	種別	規格	単位	数量	金額	備考
デザイン	両面	A4サイズ	式	1		
B.DTPパーツ	文字	文字入力・40字×40行	式	1		
		データ処理	式	1		
	罫表	文書(25行)・40字×25行	式	1		
		罫線分・難易度A A4相当	式	1		
	図版	データ処理	式	1		
		スキャニング・難易度A A6	式	1		
写真	データ処理・カラー	式	1			
	スキャニング・カラーA6	式	1			
C.DTPメイクアップ	メイクアップ	画像主体・難易度A A4×3枚	式	1		
		文字主体・難易度A A4×1枚	式	1		
	データチェック	画像主体	式	1		
		文字主体	式	1		
校正紙出力	カラー	画像主体	式	1		
色校正	DDCP	デジタル	式	1		
刷版	CTP	A4×2ページ×両面	式	1		
		出力A4(A3)・2版4色	式	1		
印刷	1枚葉印刷(表紙)	A4(A3)×5000枚通し	式	1		
製本・加工	カrotch折り	観音折り	式	1		
用紙	kg単価	上質コートA2・四六版	式	1		
	白紙裁ち	8切 250枚/包	式	1		
計(加工高)						
諸経費	諸経費		%	13		
計						
合計						

令和8年度
国有林林道等交通安全管理業務
業務対象路線

札幌地区	5 路線	82.8 km
旭川地区	7 路線	39.6 km
北見地区	4 路線	24.3 km
帯広地区	5 路線	47.5 km
函館地区	3 路線	16.3 km
合 計	24 路線	210.5 km

業務対象路線

地区名	管理署名	拠点接続 距離 (km)	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長 (km)	次林道接続 距離 (km)	備考	
北海道森林管理局 (札幌地区)	石狩	32.3	札幌市	宝来沢林道	3.4	0		
		32.3						
	計	64.6			1	3.4	0	
	空知	47.9	夕張市	鹿島林道		12.3	0	
		47.9						
	計	95.8			1	12.3	0	
	胆振 東部	18.8	白老町	萩野林道		10	0	
		18.8						
	計	37.6			1	10	0	
	日高 北部	17.8	日高町	パンケヌシ林道		12		
17.8								
計	35.6			1	12	0		
日高 南部	56.3	新冠町	新冠林道		45.1			
	56.3							
計	112.6			1	45.1	0		
合計		346.2			5	82.8	0	

業務対象路線

地区名	管理署名	拠点接続 距離 (km)	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長 (km)	次林道接続 距離 (km)	備考
北海道森林管理局 (旭川地区)	留萌 北部	71	羽幌町	築別本流林道	2.5	0	
		71					
	計	142		1	2.5	0	
	留萌 南部	27.4	留萌市	ポソルルモツペ林道	7.7	0	
		27.4					
	計	54.8		1	7.7	0	
	上川 北部	13.6	名寄市	日進見晴林道	6.2	0	
		13.6					
	計	27.2		1	6.2	0	
	宗谷	57.1	豊富町	幌尻林道	9.6	0	
		57.1					
	計	114.2		1	9.6	0	
	上川 中部	44.5	美瑛町	瀬沢林道	1.9	0	
		44.5					
	計	89		1	1.9	0	
上川 南部	45	富良野市	布礼別林道	1.9	0		
	45						
計	90		1	1.9	0		
北空 知	37.2	幌加内町	朱鞠内林道	9.8	0		
	37.2						
計	74.4		1	9.8	0		
合計		591.6		7	39.6	0	

業務対象路線

地区名	管理署名	拠点接続 距離 (km)	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長 (km)	次林道接続 距離 (km)	備考
北海道森林管理局 (北見地区)	網走西部	16.7	湧別町	計露岳林道	7.1	0	
		16.7					
	計	33.4		1	7.1	0	
	西紋別	17.6	滝上町	中峰林道	5.1	0	
		17.6					
							0
	計	35.2		1	5.1	0	
	網走中部	18.5	置戸町	鹿の子ダム林道	0.5	0	
		18.5					
	計	37		1	0.5	0	
	網走南部	24.4	清里町	斜里川林道	11.6	0	
		24.4					
計	48.8		1	11.6	0		
合計		154.4		4	24.3	0	

業務対象路線

地区名	管理署名	拠点接続 距離 (km)	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長 (km)	次林道接続 距離 (km)	備考
北海道森林管理局 (帯広地区)	根釧 西部	95.5	弟子屈町	屈斜路湖畔林道	18.9	0	
		95.5					
	計	191		1	18.9	0	
	根釧 東部	43.7	中標津町	養老牛モシリベツ林道	6.3	0	
		43.7					
	計	87.4		1	6.3	0	
	十勝 東部	41	陸別町	奥斗満林道	9.7	0	
		41					
	計	82		1	9.7	0	
	十勝 西部	38.3	帯広市	戸蔦別川林道	10.1	0	
		38.3					
	計	76.6		1	10.1	0	
	東大 雪	86.3	新得町	ユートムラウシ第2支線林道	2.5	0	
86.3							
計	172.6		1	2.5	0		
合計		609.6		5	47.5	0	

業務対象路線

地区名	管理署名	拠点接続 距離(km)	市町村	林道名	安全の呼びかけ 林道延長(km)	次林道接続 距離(km)	備考
北海道森林 管理局 (函館地区)	後志	10.2	倶知安町	ニセコ林道	1.6	0	
		10.2					
	計	20.4			1	1.6	0
	檜山	88.2	福島町	澄川知内川林道	5.4	0	
		88.2					
	計	176.4			1	5.4	0
	渡島	8	八雲町	ペンケルベシュペ林道	9.3	0	
		8					
計	16			1	9.3	0	
合計		212.8		3	16.3	0	